

旧	新
<p style="text-align: center;"><b>限度額設定型貿易保険(製造業用)運用規程</b></p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00019 沿革 平成 16 年 1 月 5 日 一部改正 平成 16 年 11 月 1 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(保険契約の締結)</p> <p>第 3 条 日本貿易保険は、製造業者を相手方とする保険契約を、申込みのあった月の翌月の 1 日に締結する。ただし、1 日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に該当するときは直後の日本貿易保険の営業日に締結する。</p> <p>2 約款第 2 条に規定する引受保険金額上限額は、約款第 8 条第 1 項及び第 2 項に規定する保険金支払限度額の合計額の 20 倍とする。ただし、通知される輸出契約等に係る保険金額の累計額が、保険金支払限度額の 20 倍を超える可能性があると日本貿易保険が認めた場合は、20 倍を超えて設定することができる。</p> <p>3 日本貿易保険は、同一製造業者を相手方として、約款による 2 以上の保険契約を締結しない。ただし、日本貿易保険が認めた場合は、この限りではない。</p> <p><u>4 約款における保険申込書には、印紙の貼用は要しない(印紙税法第 5 条第 2 項)。</u></p> <p>第 4 条～第 6 条 (略)</p> <p>(免責)</p> <p>第 7 条 約款第 9 条第 1 号りに規定する日本貿易保険が別に定める要件は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 「海外商社名簿について」(平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063)第 1 条に基づき作成された海外商社名簿に登録された輸出契約等の相手方の格付が <u>EC、SC、PN、PU、PT</u>又は事故管理区分の格付であるもの。</p> <p>二 原子力発電等プロジェクト(原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等)の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するもの。</p> <p>以下 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>限度額設定型貿易保険(製造業用)運用規程</b></p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00019 沿革 平成 16 年 1 月 5 日 一部改正 平成 16 年 11 月 1 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 <u>平成 18 年 3 月 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(保険契約の締結)</p> <p>第 3 条 日本貿易保険は、製造業者を相手方とする保険契約を、申込みのあった月の翌月の 1 日に締結する。ただし、1 日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に該当するときは直後の日本貿易保険の営業日に締結する。</p> <p>2 約款第 2 条に規定する引受保険金額上限額は、約款第 8 条第 1 項及び第 2 項に規定する保険金支払限度額の合計額の 20 倍とする。ただし、通知される輸出契約等に係る保険金額の累計額が、保険金支払限度額の 20 倍を超える可能性があると日本貿易保険が認めた場合は、20 倍を超えて設定することができる。</p> <p>3 日本貿易保険は、同一製造業者を相手方として、約款による 2 以上の保険契約を締結しない。ただし、日本貿易保険が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>第 4 条～第 6 条 (略)</p> <p>(免責)</p> <p>第 7 条 約款第 9 条第 1 号りに規定する日本貿易保険が別に定める要件は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 「海外商社名簿について」(平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063)第 1 条に基づき作成された海外商社名簿に登録された輸出契約等の相手方が <u>EC 格、SC 格、PN 格、PU 格若しくは PT 格に格付けされているもの</u>又は事故管理区分であるもの。</p> <p>二 原子力発電等プロジェクト(原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等)の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するもの。</p> <p>以下 (略)</p>

	<p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。</u></p>
--	---